

日本総研シンポジウム
税制抜本改革を考える
～法人実効税率引き下げを起点とする
歳出・歳入一体改革～

**「法人課税改革のあり方
ーネット減税か税収中立かー」**

2014年11月13日

株式会社日本総合研究所
調査部 上席主任研究員
西沢 和彦

政府、法人実効税率を20%台へ数年で引き下げ

- わが国の立地競争力強化等の一環として、来年度を初年度とし、数年で法人実効税率を現行35.64%から20%台まで引き下げ
- 財源については、アベノミクスの効果を含め、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(6月24日)

■ 課税ベースの拡大等の候補

	2015年度	2017年度～
外形標準課税の拡大	7,500 億円	
受取配当の益金不算入拡大	1,000 億円	
繰越欠損金制度の見直し	3,000 億円	
減価償却制度見直し		○
中小企業課税見直し		?
安倍政権下で創設・拡充された租税特別措置(アベノミクス税制)廃止		○ →

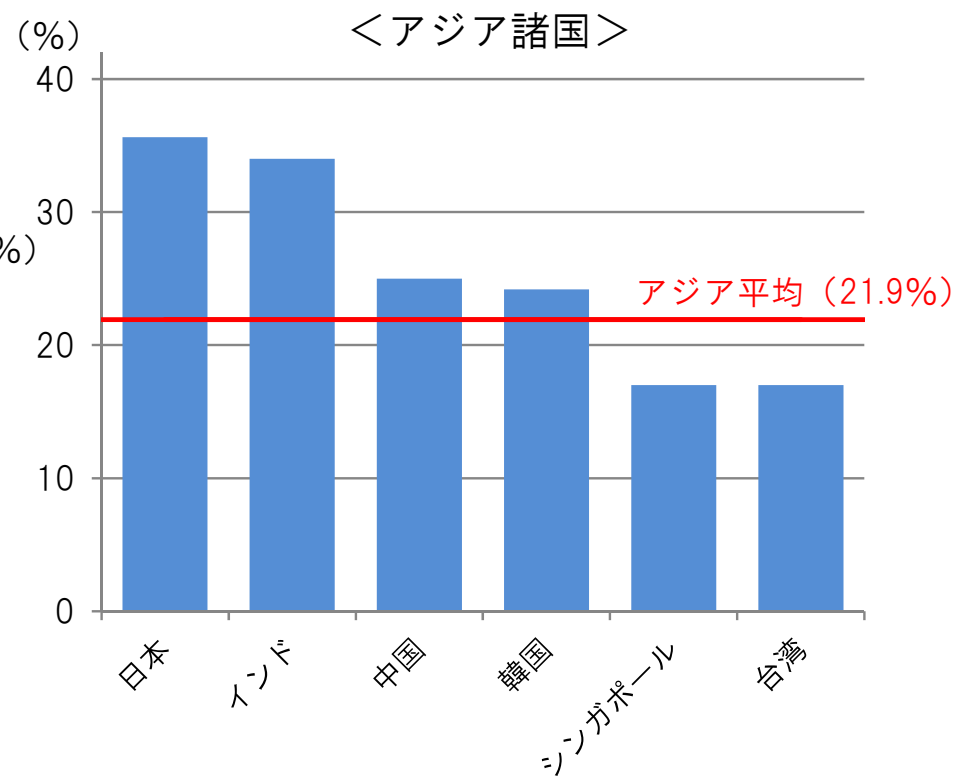
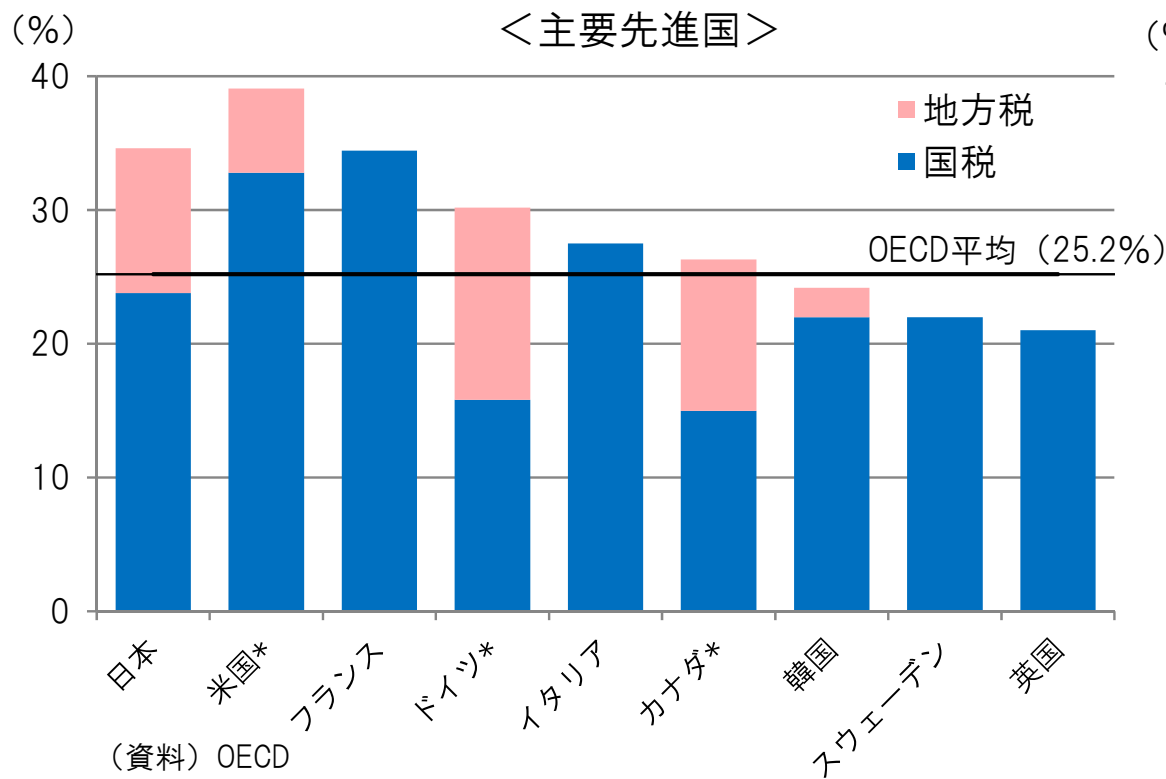
(資料)報道をもとに作成

(注)金額は概算。10月8日に財務省が与党税制協議会に提示した工程表案。

わが国法人実効税率は先進諸外国比約10%高く

- わが国の35.64%は、OECD平均25.2%より約10%高い。地方税の高さに特徴
- 近隣アジア諸国と比較するとその高さはさらに顕著

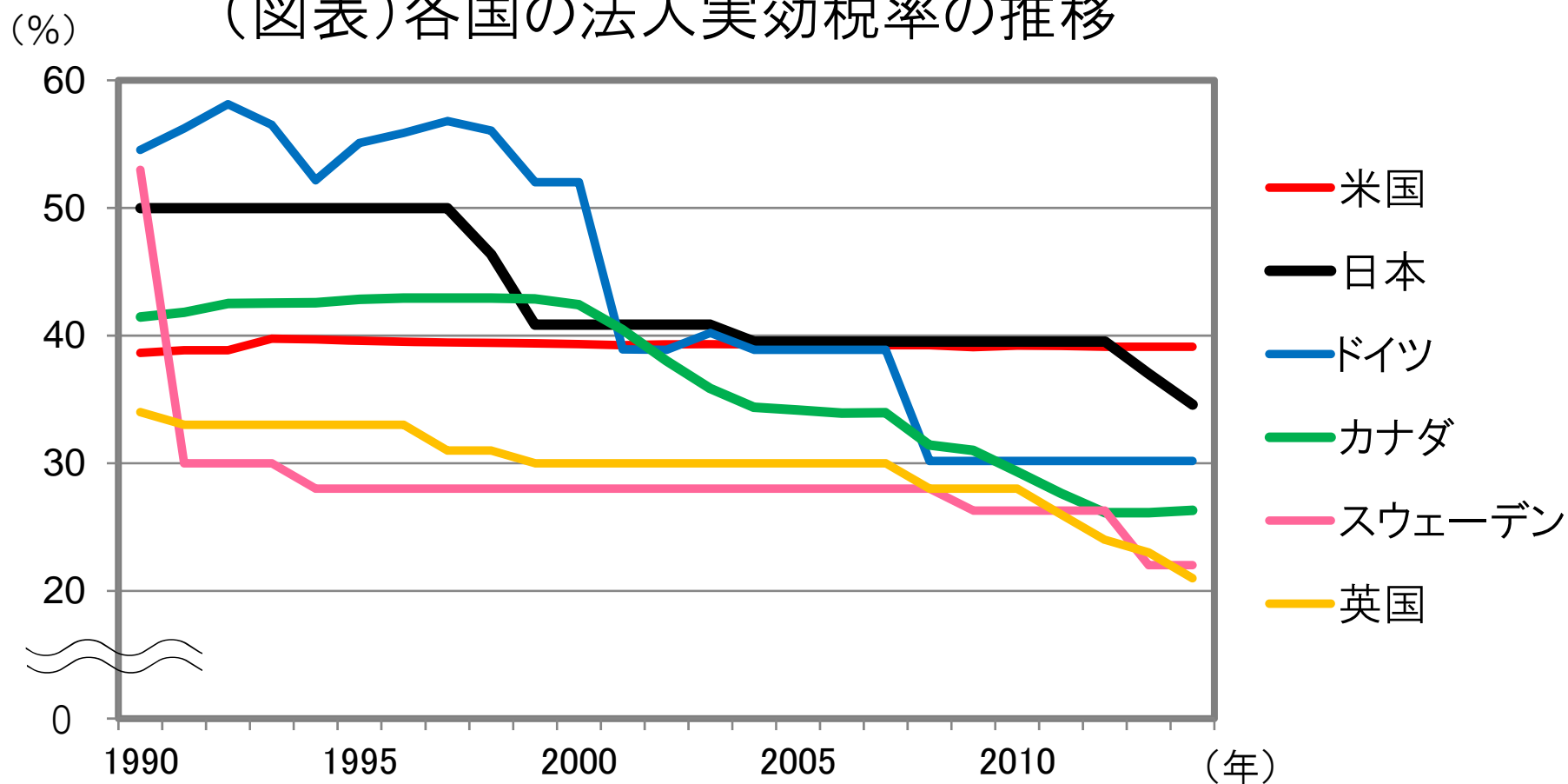
(図表) 法人実効税率の国際比較(2014年)



先進諸外国ほぼ一貫して法人実効税率引き下げ

- ドイツやスウェーデンは、90年代以降、抜本的な税制改革の一環として法人税率を大幅に引き下げ。課税ベース見直しや消費増税も実施。

(図表) 各国の法人実効税率の推移



(資料) OECD

わが国歳入139.5兆円、うち法人課税17.4兆円

- 法人課税は、社会保険料を含むわが国歳入体系の1つのパーツに過ぎず
- 法人減税・他の税目増税という歳入体系全体での収支中立の議論みえず

(図表)わが国の歳入体系(2012年度)

(単位:兆円)

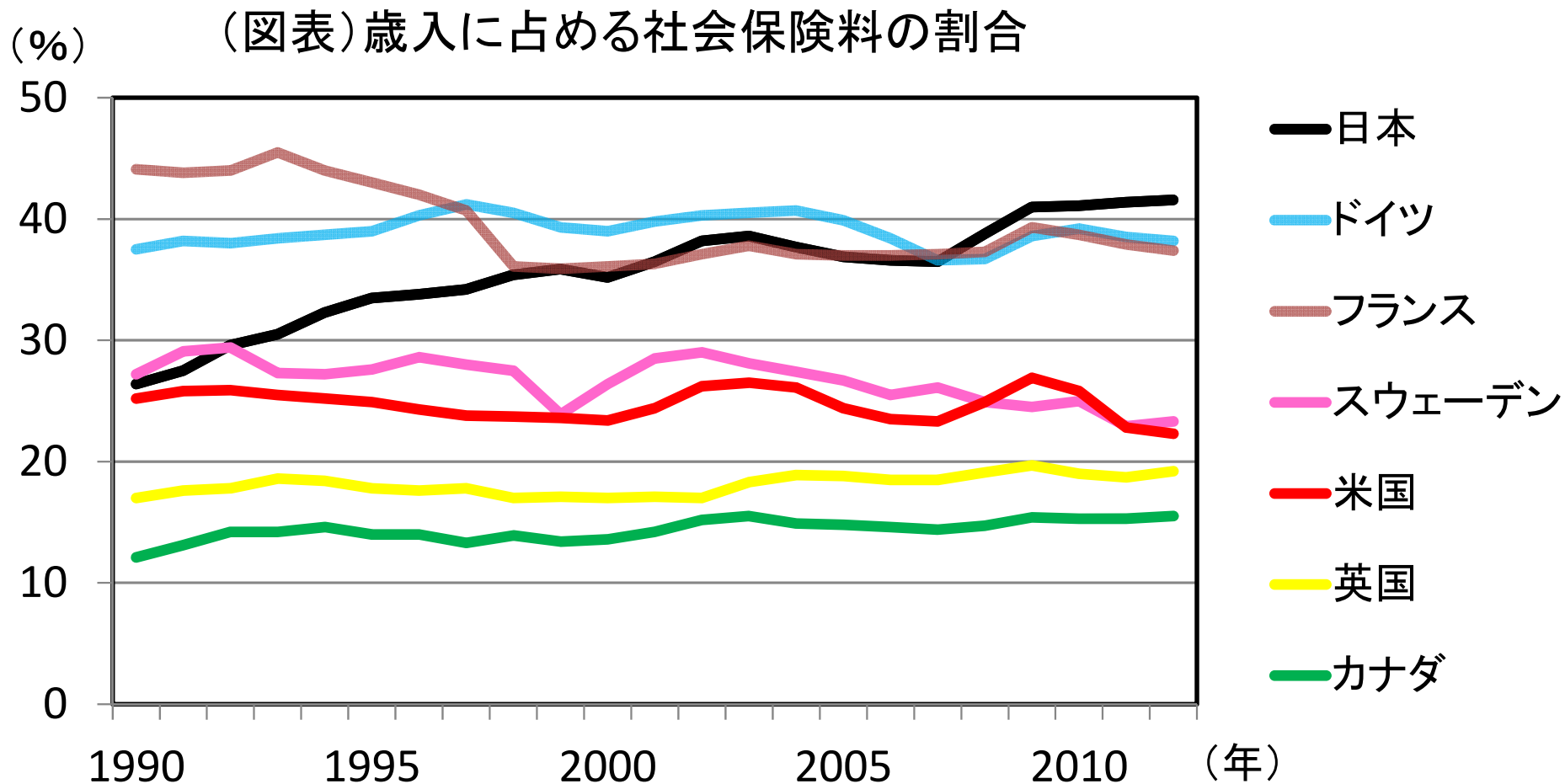
	国	地方	社会保障基金	計
個人所得課税	14.0	11.9		26.0
法人課税	12.1	5.3		17.4
社会保険料			58.0	58.0
うち被保険者			31.7	31.7
うち事業主			26.3	26.3
消費課税	18.2	6.7		24.9
うち一般消費課税	10.4	2.6		12.9
うち個別消費課税	8.0	4.2		12.2
資産課税	2.6	10.5		13.1
計	47.0	34.5	58.0	139.5

(資料)財務省「平成24年度 租税及び印紙収入決算額調」、総務省「平成24年度 地方税に関する参考計数資料」、
 内閣府「平成24年度 国民経済計算」をもとに日本総合研究所作成

(注)社会保険料の被保険者負担には、個人事業主の負担分も含む。

歳入に占める社会保険料、わが国一貫し上昇

- わが国、1990年の26.4%から2012年は41.6%に。税のみならず社会保険料をあわせてみる必要
- 社会保険料の事業主負担は、商品価格か賃金への転嫁。輸出競争力に影響、かつ、賃金抑制的



(資料) OECD 'Revenue Statistics' より日本総合研究所作成

外形標準課税に指摘されるメリット・デメリット

- 単に法人実効税率の定義から外すための外形標準課税の強化ではなく、多様な視点からみた税としての是非を議論の起点に

〈メリット〉

- ✓ 応益課税の性格
- ✓ 税収の安定性
- ✓ 税収の地域的な普遍性
- ✓ 企業の新陳代謝促進

〈デメリット〉

- ✓ 輸出競争力への影響
- ✓ 賃金課税の性格
- ✓ 現行資本金1億円超企業限定、応益課税として一貫せず
- ✓ 税制として複雑 など

外形標準課税の拡大とは（試算）

- 現在、外形標準課税は、大企業（資本金1億円超）に限定。全企業の約1%。外形標準として、付加価値（約7割が賃金）と資本金等
- 有力視されている案は、大企業限定のままの税率引き上げ
- しかし、応益課税であるならば、本来全ての企業への課税
- 試算一企業の税負担はどうか（税收一定を仮定）

有力案（大企業の外形標準課税の割合を現行の約3割から5割に拡大）

⇒大企業のみ変化。黒字企業▲0.16兆円、欠損企業＋0.16兆円

全企業課税ケース（所得課税をすべて外形標準課税で置き換え）

⇒中小企業も含め変化。とりわけ中小欠損企業＋0.78兆円

租税特別措置に指摘されるメリット・デメリット

- 租特は、研究開発促進や設備投資活性化などの面で一定の効果が指摘される一方、税制の中立性・公平性などに反するという指摘も

〈メリット〉

- ✓ 税制を多様な政策措置に利用できる
- ✓ 特定の産業・企業を効率的に支援できる
- ✓ 現金支出を伴わない

〈デメリット〉

- ✓ 特定の産業・企業に恩恵が偏る
- ✓ 一旦創設されると既得権益化し、廃止が難しい
- ✓ 税制が複雑になる など

⇒「租特透明化法」を活かし、政策効果を不断に検証する必要

租税特別措置整理による税收増効果

- 租特により約1.8兆円の税收減。主なものは、設備投資減税、研究開発減税、中小企業支援

(図表) 法人税関連租税特別措置による減収額(試算)

項目	減収額(億円)		
	<国>	<地方>	
安倍政権下で創設・拡充されたもの (設備投資減税、所得拡大税制、研究開発減税の上乗せ措置など)	6,800	-	6,800
中小企業支援	3,400	1,400	4,800
研究開発減税(総額型)	3,700	0	3,700
その他	5,100	2,300	7,400
減収総額(単純合計)	1.9兆円	0.4兆円	2.3兆円
実際の減収総額	1.6兆円	0.2兆円	1.8兆円

(資料) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、政府税制調査会資料(2014年4月14日)、
 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」をもとに日本総合研究所試算

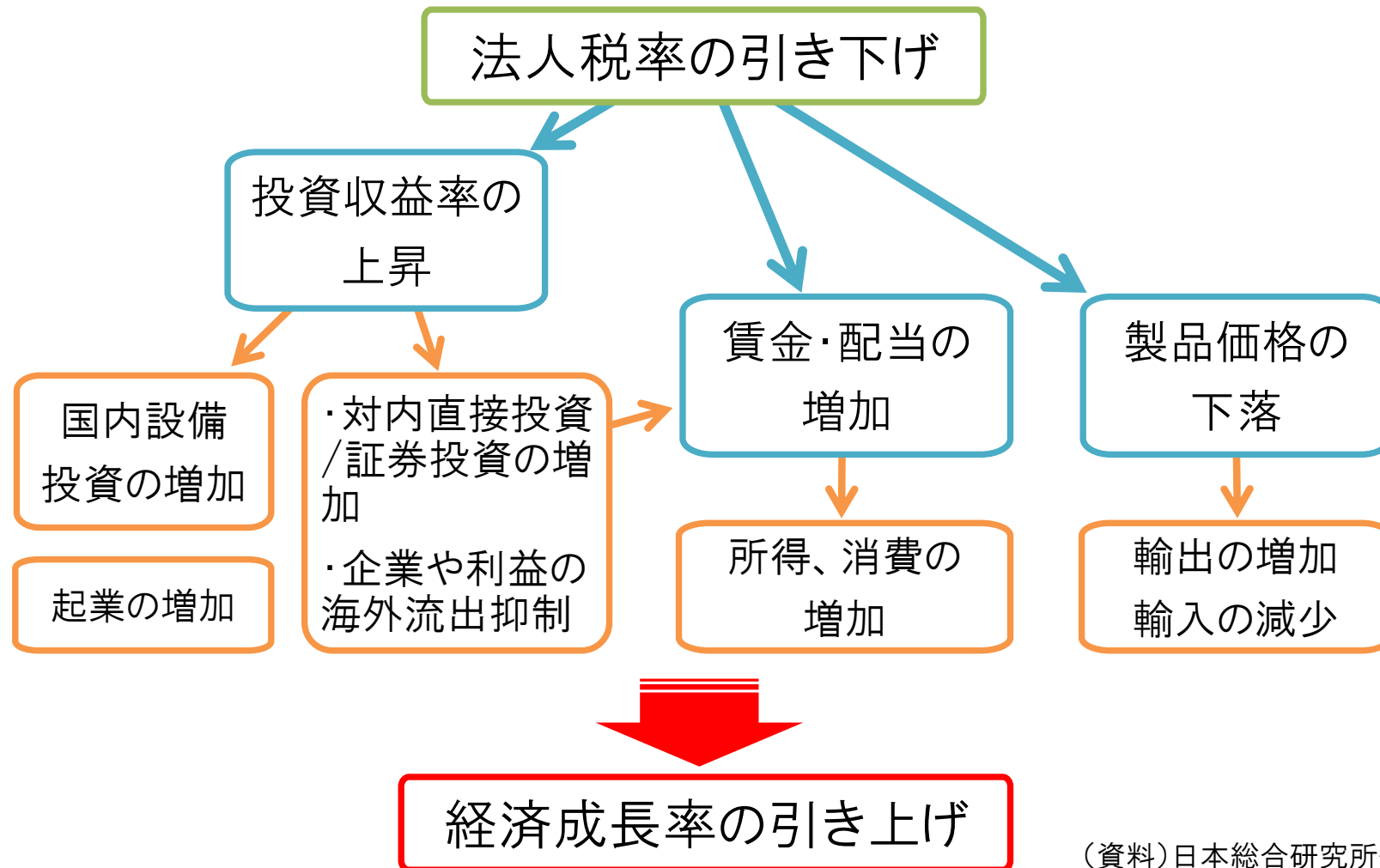
(注1) 実際の減収額とは、減収額から特別償却や圧縮記帳、貸倒引当金などの課税繰延措置等による減収額を除いた額。

(注2) 安倍政権下で創設されたものについては、財務省による減収見込額(国税のみ)。

(注3) 各項目の内訳等については参考図表を参照。

法人税率引き下げを起点とし期待される経路

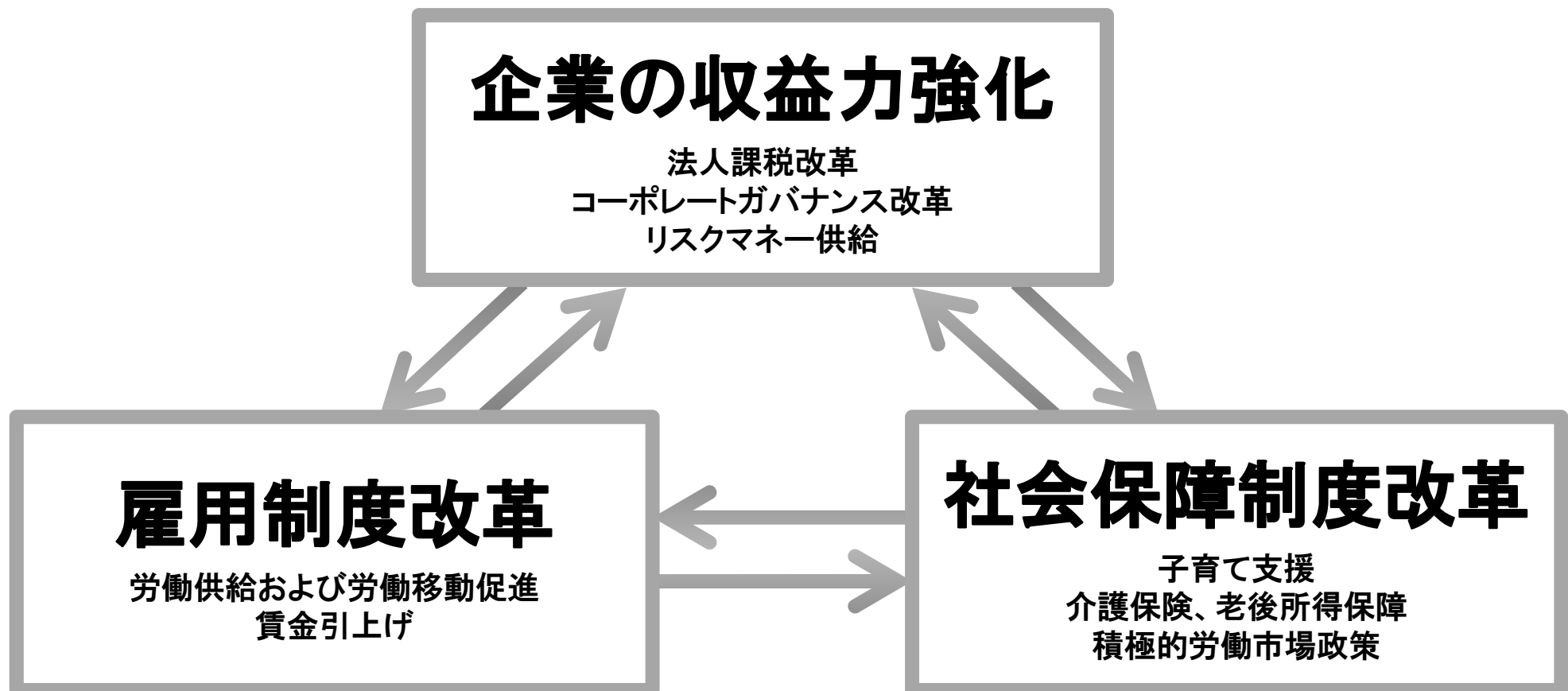
- 法人課税改革は、経済の好循環という最終目標に向けたあくまで「起点」
- 最終目標実現のためには、下記経路がスムーズに流れるよう様々な面での制度改革が必要



(資料)日本総合研究所作成

他政策との連動が不可欠

- 法人課税改革は企業の収益力強化の一環。経済の好循環実現のためには、これを、労働供給や移動を促す雇用制度改革、就労を下支えする社会保障制度改革などと連動させることが不可欠



まとめ

- 法人課税という狭い枠組みの下での税収中立にとらわれず、歳入体系全体の見直しのなかでの議論を
- 外形標準課税強化、租特見直しは、単に税率引き下げの財源目的にとどまらず、それぞれがもたらす企業行動ひいてはわが国経済への影響を十分吟味した議論を
- 最終目標は、活力ある持続的な経済社会実現であるとするれば、法人課税改革はその起点あるいは1つのピース。他の政策との協調があってはじめて目標実現。この点銘記を